

第3期 第1回  
高圧ガス規格委員会  
議事録(案)

1 日時：平成24年1月24日(火) 14:00～17:00

2 場所：高圧ガス保安協会 第2・3会議室

3 出席者：(敬称略・順不同)

委員長：木村

委員：大谷、土橋、堀口、駒田、渡辺、石塚、小林(春山委員代理)、綱島、加藤、  
山崎<sup>進</sup>、三宅<sup>博</sup>、萩原、岩本、土屋、山本(吉澤委員代理)、山崎<sup>俊</sup>

オブザーバー 原子力安全・保安院 保安課 長村課長補佐

KHK：安田、中村、松本、須知、長沼、瀬谷、小山田、市川、宮下

(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構：武石、中野、寺門

4 配布資料

資料1 高圧ガス規格委員会委員名簿

資料2 第2期 第9回高圧ガス規格委員会議事録(案)

資料3 高圧ガス規格委員会 技術基準整備3ヶ年計画(平成24～26年度)

資料4 LPガスバルク貯槽移送基準(KHKS0740)の改正案について

資料5 高圧ガスの配管に関する基準(KHKS0801)の改正案について

資料6 保安検査基準・定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)  
意見募集結果(コメントに対する対応一覧)

資料7 保安検査基準・定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係) 改正案

資料8 岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会委員名簿(案)

## 5 挨拶、委員紹介等

第3期高圧ガス規格委員会委員の紹介があった。委員紹介については、第2期から引き続き就任している委員を除き、新たに委員に就任された以下3名について紹介があった。

JX日鉱日石エネルギー(株) 石塚殿、エア・ウォーター(株) 加藤殿、千代田化工建設(株) 岩本殿

その他の委員については、資料1及び座席表により確認していただくことで省略とした。また、本日、欠席の委員は以下3名であった。

横浜国立大学 三宅<sup>澤</sup>委員、(株)巴商会 小澤委員、新興プランテック(株) 志賀委員  
委員紹介等終了後、弊協会 安田理事より挨拶があった。

## 6 委員長互選について

事務局から本委員会の委員長を木村委員に引き続きお願いしたい旨提案があり、各委員の賛同が得られ、また、木村委員にも了承いただいたことから、木村委員に本委員会の委員長をお願いすることとした。

## 7 副委員長指名について

木村委員長から、大谷委員を副委員長に指名したい旨発言があり、大谷委員も了承していただいたことから、大谷委員を副委員長として、お願いすることとなった。

その後、木村委員長より挨拶があった。

## 8 議事概要

### 8.1 議題(3) 前回議事録(案)の確認・承認

事務局から資料2については事前に各委員に送付済みである旨及び事前送付・確認の結果、内容に関わるもので修正を一部行った旨の説明があった。その後、資料2を正式な議事録とすることについて、第3期から就任された委員を除き、挙手による採決が行われ、出席委員全員(14名)の賛成により可決となった。

### 8.2 議題(4) 技術基準整備3ヶ年計画(平成24~26年度)について

事務局から資料3について説明があった後、以下のとおり質疑応答等があった。

○LPガス自動車用クイックカップリング基準(KHKS0705)及びLPガス自動車用過充てん防止装置基準(KHKS0706)については、国土交通省所管の道路運送車両法の補完基準であるLPガス自動車構造取扱基準において定められているが、記載内容はKHKSの内容を準用した規定とされている。しかし、現在、KHKSの内容を準用せず、当該基準の一部として制定とするよう、当該基準検討機関であるLPガス自動車普及促進協議会において、検討が進められている。よって、今後、本基準が改正され次第、KHK基準は廃止としても良いと考える。

○1月24日に保安課で開催された高圧ガス部会において、東日本大震災対応として危害予防規程の見直し等について説明があったが、今後、KHKSの危害予防規程の指針の

見直し等予定はあるのか。

→1月24日の高圧ガス部会での資料も含め、今後、保安課の動向をみて見直しの必要が生じるものとする。

その後、資料3について挙手による採決が行われ、出席委員全員(17名)の賛成により可決となった。

### 8.3 議題(5) LP ガスバルク貯槽移送基準 KHKS0740 の改正案について

事務局から資料4について説明があった後、以下の質疑応答等があった。

○高圧ガスの移動に関する規定内容の比較3ページ6は、車両1台に対し、バルク貯槽1基としているが、厳しい内容となっていないか。

→本改正案の内容については、本件以外にも内容検討が必要と思われる事項があり、今後、貯槽の開放検査(20年検査)が始まる平成29年までに、保安課、業界、KHKの3者で協議し、見直しを行っていきたいと考える。今回は適用範囲の拡大についてのみ改正と理解しているので、今回の改正案に対し、業界としても了承している。

○本基準の対象は2.9tonのバルク貯槽も対象としているのか。また、液満の状態、移送する場合も想定されているのか。

→2.9 tonバルク貯槽も対象であり、緊急時は液満状態での移送も考えている。

本改正案については、液化石油ガス規格委員会委員長の要望により、高圧ガス規格委員会で、平成24年1月24日～平成24年2月23日までの間に意見募集を行うこととした。

### 8.4 議題(6) 高圧ガスの配管に関する基準(KHKS0801)の改正案について

事務局から今年度より、高圧ガスの配管に関する基準(KHKS0801)の見直し内容及び今後の予定について説明があった。

### 8.5 議題(7) 保安検査基準・定期自主検査指針(液化石油ガス岩盤備蓄基地関係)について

事務局から岩盤備蓄事業の工程、東日本大震災を受けての対応及び資料6、7について説明があった後、以下の意見交換等があった。

○保安検査基準の項目にある水封機能の維持及び管理において、日常検査まで含んだ点検とするには法的な疑義があると思う。日常検査の記録を確認するのであれば、自主保安の観点から事業者側が定期自主検査で実施すれば良いと考える。

→コンビ則別表3においては、機能を記録により検査するとの記載があったため、保安検査基準に取り入れた。また、水封機能を維持・管理するためには、日常のトレンド管理は大切であり、保安検査においても確認の必要があると判断した。

○高圧ガス保安法では、日常検査の確認を保安検査(告示指定)で実施するようになってい

ない。

よって、保安検査基準に記載する必要はないと考える

○完成検査では、コンビ則別表 3 にて、記録により検査すると規定しているが、この記録とは建設に至る際の記録であり、保安検査において日常検査の記録を確認することは違うと考える。完成検査の方法(コンビ則第 19 条)と保安検査の方法(コンビ則第 37 条)は、条文が別になっているから区別して運用する必要がある。

○日常検査は、第 1 種製造者が提出する義務のある危害予防規程の中で規定するものであって、保安検査基準に記載しなくても、事業者を実施義務付けが出来ると考える。

○保安検査基準において、温度計、圧力計においては、精度検査の実施が規定されているが、今回、湧水量等、流量に関する検査を新設するのであれば流量計の精度(流量計の検定)についても、要求されると考えるがどうか。

→流量計についてはポンプなどに関連する機器であるため、精度検査の実施をする考えである。しかし、保安検査基準には要求されていない項目であるため、今後、検討する。

○保安課と十分協議し、保安検査基準作成を行う必要があると考える。

○本基準については、事務局側と委員で再整理し、告示指定の申請をしていただきたい。保安課は、法的な解釈はするが、保安検査基準の内容について相談されても判断はできない。保安検査基準については小委員会での場で審議することとなる。

本基準の改正案については、事務局にて本委員会での議論を踏まえ再度整理し、保安課と打合せを実施するなかで、方向性を決定し、各委員にて改正案について確認していただき、その後、書面投票及びパブリックコメントを実施することとした。

## 9 岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会委員名簿(案)について

事務局から資料 8 に基づき、岩盤備蓄に係る保安検査基準等検討分科会委員の設置について説明があり、その後、資料 8 について挙手による採決が行われ、出席委員全員(17 名)の賛成により可決となった。

## 10 その他

規格委員会委員専用ウェブサイトが一部改修されたため、資料 9(議事次第に記載無し)にて説明を行った。

その後、事務局より次回委員会は 4 月頃開催する旨、連絡があった。

以上